**○羽生市道路後退用地整備要綱**

平成１４年３月２９日

告示第１３号

改正　平成１７年３月２２日告示　第３号

改正　令和元年１０月４日告示甲第２２号

（目的）

第１条　この要綱は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）に基づき、建築主等の理解と協力の下に、道路後退用地を整備することにより、安全で良好な生活環境の向上を図り、住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　建築行為　法第６条第１項又は法第６条の２第１項の規定による確認を受けなければならない建築物を建築する行為をいう。

（２）　道路後退用地　建築行為に係る敷地で、法第４２条第２項の規定により、道路の境界線とみなし後退した部分及び次条第２号に規定する道路の境界線とみなし後退した部分をいう。

（３）　工作物等　門、塀、柵、土囲い、花壇、生け垣、樹木等をいう。

（４）　建築主等　法第２条第１６号に規定する建築主をいう。ただし、当該建築主と土地の所有者、管理者又は占有者が異なる場合は、当該土地の所有者、管理者又は占有者を含むものとする。

（５）　代理者　建築主等の代理としてこの要綱に定める手続を行う者をいう。

（適用の範囲）

第３条　この要綱は、次に掲げる道路について適用する。

（１）　法第４２条第２項の規定による道路

（２）　幅員４．０メートル未満１．８メートル以上の市道路線の認定があって、市長が整備の必要があると認めた道路

（建築主等の責務）

第４条　建築主等は、前条各号のいずれかに規定する道路に接する敷地に建築行為をする場合は、法第６条第１項又は法第６条の２第１項の規定による確認の申請をするときまでに次に掲げる事項を行うものとする。

（１）　敷地と道路との境界について、市と協議の上、速やかに境界を確認し、道路後退用地を確定すること。

（２）　道路後退用地に既存の建築物、工作物等がある場合は、これらを除去すること。

（３）　道路と道路後退用地に高低差がある場合は、これを解消するよう整備し、路肩の適切な保護を講ずること。

（４）　道路後退用地に不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第３条第１号に規定する所有権以外の権利が設定されている場合は、抹消の登記を行うこと。

（５）　市に道路後退用地の無償譲渡をすること。

（市の責務）

第５条　市は、建築主等から前条の規定による道路後退用地の無償譲渡を受けたときは、次に掲げる整備等を行うものとする。ただし、第１号に規定する事項は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第３項に規定する市街化調整区域における道路後退用地に係る分筆登記については、適用しない。

（１）　無償譲渡を受けた道路後退用地に係る分筆登記及び所有権移転登記の手続。ただし、当該建築行為が都市計画法に定める開発許可を要する場合（自己の居住の用に供する住宅を目的とする開発許可を除く。）並びに自己の居住の用に供する住宅及びこれに付随する建築物以外の建築物である場合は、所有権移転登記の手続に限る。

（２）　道路後退完了後の維持管理（必要な場合は、既存道路の形態と同様な後退用地の整備を含む。）

２　前項各号に掲げる整備等は、予算の範囲内で行うものとする。

（建築主等の手続及び代理者の責務）

第６条　第５条第１項第１号に規定する道路後退用地に係る分筆登記を依頼しようとする者は、道路後退用地測量依頼書（様式第１号）及び道路後退用地寄附申込書（様式第２号）を市長に提出するものとする。

２　代理者が前項の書類を提出する場合は、事前に建築主等に対し、この要綱について説明しなければならない。

（適用の除外）

第７条　この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しないものとする。

（１）　都市計画法第４０条の規定による土地の帰属に関する場合

（２）　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）に規定する土地区画整理事業等の施行区域における建築行為である場合

（３）　法第４２条第１項第５号（道路位置指定）に規定する道路の築造工事に伴う道路後退部分の整備をする場合

（４）　その他道路の整備が困難であると認められる場合

（決定の取消し又は返還）

第８条　市長は、この要綱の規定により適用の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、期限を定めて登記の手続等に要した費用の返還を求めることができる。

（１）　建築主等又は代理者から取下げの申し出を受けたとき。

（２）　要綱に付した条件に違反したとき。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月２２日告示第３号）

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１０月４日告示甲第２２号）

（施行期日）

１　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

　（経過措置）

　２　この告示の施行の日の前日までに、改正前の羽生市道路後退用地整備要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の羽生市道路後退用地整備要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

　３　この告示の施行の際この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

様式第１号（第６条関係）

**道路後退用地測量依頼書**

　　年　　月　　日

（宛先）

羽生市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

土地所有者　　氏　　名

電話番号

　羽生市道路後退用地整備要綱第６条第１項の規定により、道路後退用地を無償譲渡したいので、下記のとおり分筆測量を依頼します。

記

１　分筆測量を依頼する土地の表示

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土　地　の　所　在 | 地　目 | 地　積（㎡） | 分筆する部分 |
|  |  |  | 道路後退用地 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　添付書類：

案内図、公図の写し、土地所有者一覧表、土地登記簿謄本、印鑑登録証明書

様式第２号（第６条関係）

**道路後退用地寄附申込書**

　　年　　月　　日

（宛先）

羽生市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

土地所有者　　氏　　名

電話番号

　羽生市道路後退用地整備要綱第６条第１項の規定により、道路後退用地を無償譲渡したいので、下記のとおり申し込みます。

記

１　寄附を申し込む土地の表示（道路後退用地）

　　羽生市

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 大　字 | 字 | 地　　番 | 地　目 | 地　積（㎡） |
|  |  | 番 |  |  |
|  |  | 番 |  |  |
|  |  | 番 |  |  |
|  |  | 番 |  |  |
|  |  | 番 |  |  |

２　添付書類

　　　案内図

　　　公図の写し

　　　地積測量図

　　　登記事項証明書

　　　印鑑登録証明書

　　　履歴事項全部証明書（法人）

　　　登記原因証明情報兼登記承諾書